

新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(対象施設及び事業)

第2条 新潟市附属機関設置条例別表市長の部新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会の項に規定する規則に定める施設及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）
- (2) 特定地域型保育事業（子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。）
- (3) 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。）
- (4) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）
- (5) 認可外の居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業であって、同法第34条の15第2項の認可を受けていないものをいう。）

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき、又は第10条第1項の規定により議事に参加することができない委員があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 教育又は保育の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議させるために委嘱された臨時委員にあっては当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とし、議事に参加することができない委員があるために委嘱された臨時委員にあっては当該議事に係る期間とする。

(委員等の解嘱)

第6条 市長は、委員又は臨時委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員又は臨時委員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行ができないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員又は臨時委員たるにふさわしくない行為があるとき。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、資料の提出、説明又は意見を求めることができる。

(委員等の除斥)

第10条 委員及び臨時委員は、第2条各号に掲げる施設又は事業に直接の利害関係のある議事に参加することができない。

2 前項の規定に該当する場合は、当該委員は、その旨を委員長に申し出なければならない。

(会議の非公開)

第11条 会議は、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、こども未来部保育課において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 7 月 6 日から施行する。